

京都市上下水道局告示第46号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 委託の相手

京都市右京区梅津罌原町16番地

財団法人京都市上下水道サービス協会

2 委託の範囲

(1) 料金等の収納

(2) 督促状等の配布

(3) 前各号に付帯する事務

3 委託の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(上下水道局総務部営業課)